

◆ 学校において予防すべき感染症について

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになります。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のため、出席停止等の措置を講じることとされています。

○学校保健安全法（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校感染症と出席停止期間（学校保健法施行規則）

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ ^ア (鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要であるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる(必ず出席停止を行うべきというものではない)。
第1種(感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症)は治癒するまで出席停止		

『学校において予防すべき感染症の解説』を参考に作成

◆ 学校感染症に罹った場合は

家庭(保護者) → 学校(担任) に速やかに連絡してください。

登校の際には、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの場合は保護者が記入する「新型コロナウイルスに係る連絡票」「インフルエンザに係る連絡票」、インフルエンザ以外の感染症の場合は医師が記入する「学校において予防すべき感染症に係る登校に関する意見書」を提出してください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの場合は、陽性と診断されたことがわかる書類(薬の袋や領収書等)のコピーを添付してください。

*連絡票や意見書の様式は、本校ホームページよりダウンロードできます。